

保護者の皆様

狛江市立狛江第五小学校長

細谷 俊太郎

10月の安全指導について

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。10月の安全指導は下記のとおりです。交通安全に対する児童の意識を高められるよう、ご家庭でもあらためてご確認ください。

○実施内容 【自転車の正しい乗り方を考えよう】

☆自転車は車両の一種！

過去に、和泉多摩川駅付近で自転車同士が衝突する交通事故が発生した事例があります。自転車に乗った児童が、一時停止を守らずに見通しの悪い交差点に進入し、走行中の大人の自転車と衝突しました。大人は転倒し負傷しましたが、児童はそのまま立ち去ったそうです。狛江市内の交通事故要因として自転車が関与する割合は61.0%で、東京都全体45.8%を大きく上回る状況です（令和6年度、警視庁調べ）。狛江市内での事故の主な原因は、自転車乗車中の「ながらスマホ」「傘差し運転」「イヤホン装着」などによる事故です。自転車は道路交通法上、車両の一種（軽車両）です。違反をすると、罰則が科せられる場合があります。ルールを守って安全に自転車を利用するため、正しいルールを把握する必要があります。

☆自転車安全利用五則！

1 【車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先】

自転車は「車両」なので、原則車道の左側を走ります。歩道は歩行者が優先ですが、13歳未満の子は、歩道を通ることができます。歩道を通るときは車道側に寄って通行し、邪魔になりそうときは止まりましょう。

2 【交差点では信号と一時停止を守って、安全確認】

信号は必ず守りましょう。「止まれ」の標識や、道路に「止まれ」と書いているときは、必ず止まって安全を確認しましょう。左右が見えにくい交差点を通るときは、しっかり左右の安全を確認しましょう。

3 【夜間はライトを点灯】 暗くなったら、必ずライトをつけて運転しましょう。

4 【安全ルールを守る】

（警視庁自転車交通安全リーフレットより）

○二人乗りをしない。	○横に並んで（広がって） 走らない。	○スマートフォンなどの画面を 見ながら走らない。
○かさを差したままや、物をもったまま走らない。	○ブレーキのきかない 自転車に乗らない。	○走行中にイヤホンや ヘッドホンを使用しない。

など

5 【ヘルメットを着用】

2023年4月から、子供も大人も自転車を利用する場合、ヘルメットの着用努力が義務付けられています。

☆自転車の整備が大事！

- ・日頃の自転車整備も重要です。ブレーキやライトは正常に作動するか、サドルの高さは適切であるか等、お子さんの自転車を今一度ご確認ください。自転車の乗り方と合わせて横断歩道の渡り方についてもご確認ください。
- ・事故を未然に防ぎ、児童の安全を確保するため、走行ルールについての指導を繰り返し、「自分の命は自分で守る」意識をもたせてください。

担当 生活指導主任 井上 愛子